

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成21年12月3日(2009.12.3)

【公表番号】特表2009-514098(P2009-514098A)

【公表日】平成21年4月2日(2009.4.2)

【年通号数】公開・登録公報2009-013

【出願番号】特願2008-537768(P2008-537768)

【国際特許分類】

G 06 F 9/48 (2006.01)

G 06 F 9/54 (2006.01)

G 06 F 11/36 (2006.01)

【F I】

G 06 F 9/46 4 5 7

G 06 F 9/06 6 4 0 C

G 06 F 9/06 6 2 0 M

【手続補正書】

【提出日】平成21年10月16日(2009.10.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

プロセッサに、

特定のデータセットの所有権を第1のプロセスに関連付けることと、

前記特定のデータセットを前記第1のプロセスから第2のプロセスに送信することと、

前記特定のデータセットの前記所有権を前記第1のプロセスから前記第2のプロセスに転送することであって、前記第1のプロセスは、前記所有権を転送した後、前記特定のデータセットに対するアクセスをもはや有さない、転送することと

を実行させるプロセッサ実行可能な命令を記録したことを特徴とするプロセッサ読み取り可能な記録媒体。

【請求項2】

前記データセットは、メッセージを含むことを特徴とする請求項1に記載のプロセッサ読み取り可能な記録媒体。

【請求項3】

前記データセットは、1つまたは複数のプロセス間通信のエンドポイントを含むことを特徴とする請求項1に記載のプロセッサ読み取り可能な記録媒体。

【請求項4】

前記所有権の転送は、前記第1のプロセスと前記第2のプロセスとを接続する1つまたは複数のプロセス間通信コンジットを通して起こることを特徴とする請求項1に記載のプロセッサ読み取り可能な記録媒体。

【請求項5】

前記特定のデータセットを送信すること、および前記所有権を転送することはともに、メモリ割り当てを必要とせずに行われることを特徴とする請求項1に記載のプロセッサ読み取り可能な記録媒体。

【請求項6】

前記特定のデータセットは、割り当てられたメモリ内のアドレス可能な位置に格納され

、前記割り当てられたメモリは、各位置に前記第1のプロセスまたは前記第2のプロセスのいずれかはアクセス可能であるが、前記第1のプロセスおよび前記第2のプロセスの両方同時にはアクセスすることはできない、複数のアドレス可能な位置を有することを特徴とする請求項1に記載のプロセッサ読み取り可能な記録媒体。

【請求項7】

プロセッサに、

コンピュータオペレーティングシステム環境において、1つまたは複数の分離ソフトウェアプロセスの実行を提供することであって、各プロセス間通信チャネルが2つ以上のエンドポイントから構成されている1つまたは複数のプロセス間通信チャネルを通して所有権の転送が起こる、提供すること、

前記1つまたは複数のプロセス間通信チャネルのうちの1つのプロセス間通信チャネルを介して、特定のデータセットを第1の分離ソフトウェアプロセスから第2の分離ソフトウェアプロセスに送信すること、

前記第1の分離ソフトウェアプロセスが所有する前記特定のデータセットの所有権を、前記第1の分離ソフトウェアプロセスから前記第2の分離ソフトウェアプロセスに転送すること

を実行させるプロセッサ実行可能な命令を記録したことを特徴とするプロセッサ読み取り可能な記録媒体。

【請求項8】

前記第1の分離ソフトウェアプロセスは、前記所有権を転送した後は、前記特定のデータセットに対するアクセスを有さないことを特徴とする請求項7に記載のプロセッサ読み取り可能な記録媒体。

【請求項9】

前記特定のデータセットは、バッファ内のアドレス可能な位置に格納され、前記バッファは、複数のアドレス可能な位置を有し、該複数のアドレス可能な位置の各位置に、前記第1の分離ソフトウェアプロセスまたは前記第2の分離ソフトウェアプロセスのいずれかはアクセス可能であるが、前記第1の分離ソフトウェアプロセスおよび前記第2の分離ソフトウェアプロセスの両方が同時にはアクセスすることができないことを特徴とする請求項7に記載のプロセッサ読み取り可能な記録媒体。

【請求項10】

プロセッサに、

コンピュータオペレーティングシステム環境において、2つまたはそれ以上の分離ソフトウェアプロセスを取得することであって、取得した前記2つまたはそれ以上の分離ソフトウェアプロセスは、前記コンピュータオペレーティングシステム環境において実行可能となるようにフォーマットされる、取得すること、

共有交換ヒープには、複数の分離ソフトウェアプロセスによる同時アクセスが可能なメモリロックがないことを確認することであって、該アクセスは、前記2つまたはそれ以上の分離ソフトウェアプロセスが実行している間に起こり、1つまたは複数のメモリロックを有する前記共有交換ヒープと、該1つまたは複数のメモリロックのうちの1つまたは複数とは、前記2つまたはそれ以上の分離ソフトウェアプロセスが実行されると、該2つまたはそれ以上の分離ソフトウェアプロセスからの同時アクセスが可能である、確認すること

を実行させるプロセッサ実行可能な命令を記録したことを特徴とするプロセッサ読み取り可能な記録媒体。